

意見書案第8号

現行の健康保険証とマイナ保険証の両立を求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和6年12月6日

取手市議会議長

岩澤 信 殿

提出者 取手市議会議員 本 田 和 成

〃 〃 遠 山 智恵子

現行の健康保険証とマイナ保険証の両立を求める意見書（案）

令和6年12月2日から、現行の健康保険証を廃止して、マイナンバーカードに保険証機能を持たせる「マイナ保険証」に一本化することになりました。

現行の健康保険証の廃止は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」上、任意とされているマイナンバーカードの取得の事実上の義務化であり、法律上でも大きな問題があります。

さらに、オンライン資格確認システムでのエラーやトラブルが、いまだ多く発生しており、保険資格確認の手段として確実なものとは言えず、マイナ保険証の使用率は10月時点で15.67%にとどまっています。

また、マイナンバーカードを持たない人が保険診療を受けられなくなる懸念や、医療機関においてもマイナ保険証に対応しきれない医院などが一定数あり、閉院という選択肢を取らざるを得ないという現状もあります。日本の医療保険制度は、誰でもひとしく医療を受けられる「国民皆保険」制度を採っていますが、上記のような状況になれば同制度は機能不全に陥りかねず、地域住民の健康の安全性を大きく損なう事態になることも懸念されます。

健康保険証発行を廃止することを撤回し、現行の健康保険証を存続し、マイナ保険証との両立を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和 年 月 日

茨城県取手市議会

【提出先】衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 厚生労働大臣 デジタル大臣